令和4年2月2日

無線従事者規則の一部を改正する省令案 (令和4年2月2日 諮問第2号)

[無線従事者国家試験へのCBT導入に向けた改正]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(市川検定試験官、川畑係長)

電話:03-5253-5876

諮問第2号説明資料

無線従事者規則の一部を改正する省令案 (無線従事者国家試験への CBT 導入に向けた改正)

1 諮問の概要

無線従事者国家試験の方法は無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)第3条で規定されており、これまで同試験は、電気通信 術の試験を除き、筆記による方法で行われてきた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から7月までに実施される予定であった無線従事者国家試験は中止されたが、今後、試験の全面的な中止をできる限り防ぎ、受験の機会を安定して提供できるようにするため、無線従事者国家試験の方法として、筆記によるもののほか、CBT (Computer Based Testing) によるものも同省令に明記するものである。

2 改正概要

無線従事者規則:無線従事者国家試験の方法として、筆記によるもののほか、CBT によるもの(「電子計算機その他の機器を使用する方法」)を追加する(下記のとおり下線部を追加)。

(試験の方法)

第三条 国家試験は、第五条に規定する電気通信術の試験については実地により、その他の試験については筆記<u>の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法</u>によりそれぞれ行う。ただし、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(公布日の施行を予定)

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和3年11月5日(金)から同年12月6日(月)までの期間において実施済みで11件の意見があった。

無線従事者国家試験について

1 位置付けなど

無線設備を良好に運用するためには、操作に関する専門的知識と技能が必要であることから、操作する者に対し、一定の知識と技能を要求する「資格主義」を採り、電波の能率的な利用を図っている。

<無線従事者資格の取得方法>

- ①国家試験に合格 ◆
- ②総務大臣が認定した養成課程を修了
- ③学校で無線通信に関する科目を修めて卒業
- ④有資格者が一定の業務経歴を取得(+認定講習課程を修了)

公益財団法人日本無線協会が、電波法(昭和 25年法律第131号)に基づく指定試験機関とし て国家試験の実施主体となっている。

2 国家試験の実施状況

資格	実施時期 ※2	実施場所	試験科目
第1~3級総合無線通信士 第1~3級海上無線通信士	9月、3月	事務所所在地(11都市)ほか	無線工学の基礎、無線工学(A/B)、法規、英語、地理、電気通信術 ※4
第1,2級陸上無線技術士	7月、1月	事務所所在地(11都市)ほか	無線工学の基礎、無線工学(A/B)、法規
第4級海上無線通信士 航空無線通信士	8月、2月	事務所所在地(11都市)	無線工学、法規(+英語、電気通信術(航空無線通信士の場合))※4
特殊無線技士(9資格)※1	6月、10月、2月	事務所所在地(11都市)ほか	無線工学、法規など ※4
第1,2級アマチュア無線技士	4月、9月、12月	事務所所在地(11都市)	無線工学、法規
第3,4級アマチュア無線技士	毎月 ※3	事務所所在地(11都市)ほか	無線工学、法規

- ※1 第1~3級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第1~3級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士
- ※2 学校等からの依頼により臨時試験も実施
- ※3 実施場所により異なる(毎月1回~年1回)
- ※4 資格に応じて試験科目に異同が存在する。

1 CBT導入により変更となる主なポイント

	(現行)筆記による試験		CBTによる試験
①試験日時	特定の日及び時間	>	ある程度幅のある受験可能な期間の中から、受験者が 任意の日時を選択
②試験会場	日本無線協会の本部及び 支部等の試験会場	>	CBT提供事業者が運営する多数の会場(全国で100か所以上)から、受験者が選択
③試験問題	同じ受験回であれば同一 の試験問題	>	あらかじめ作成してある試験問題の母集団から、受験者 ごとに自動的に組み合わせて出題
④試験方法	筆記(マークシート)による 解答		試験会場の端末への入力

特に、上記①及び②について、CBT導入によって受験者の分散が図られ密を回避できるとともに、 受験者にとっての利便性の向上を図ることができる。

2 現時点でCBT導入を想定している資格

第二級陸上特殊無線技士 第三級陸上特殊無線技士 第三級アマチュア無線技士 第四級アマチュア無線技士



(受験者は、受付で本人確認を受け、手荷物は専用ロッカー等指定された場所に置いてから試験卓に向かう。)



CBTによる出題・回答画面イメージ

写真出典:株式会社CBTソリューションズ資料

「無線従事者規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれらに対する総務省の考え方

- 〇意見募集期間:令和3年11月5日(金)から同年12月6日(月)まで
- 〇提出された御意見の件数:11件(法人1件、個人10件(提出意見数は、提出意見者数としています。))
- ○とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

No.	意見提出者	案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	賛成の意見を送ります。 新型コロナウイルス等の影響で国家試験が中止になるの を防ぐのももちろんですが、実施されれば、とくに大都市 から遠い地域に住む者の受験機会も拡大し、地域による不 公平もなくなると考えます。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
2	個人	本改正省令案に賛成する。 併せて、以下の事項の検討も必要である。 ・日本無線協会が現在導入を予定している一部陸上特殊無線技士及び一部アマチュア無線技士の試験だけではなく、各種特殊無線技士の全てに CBT 試験を拡大する。 ・受験会場確保及び試験官派遣の負担がなくなることから、現在の開催回数を大幅に増加し、毎月の受験が可能になるようにする。 また、アマチュア無線技士の取得者が減少している中、次世代の無線通信技術を支える青少年に対する無線技術の教育に有効であるアマチュア無線の維持・拡大のため、プロの無線従事者に対する試験の一部免除の検討を求める。 具体的には、第一級・第二級陸上無線技術士などの取得者に対し、第一級〜第三級アマチュア無線技士の無線工学の免除を行うべきである。	本改正案に賛成のご意見として承ります。 いただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参 考とさせていただきます。	無
3	個人	特に異議ありません。無線従事者試験の受験者減少の歯 止めに期待しています。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無

4	個人	受験機会の増大と安定を目指す本案に大いに賛成する。 現在、コロナの流行は落ち着いているものの油断は許されず先も見通せない。 この状況下で、制度化することは素晴らしい。試験実施 団体も変革に努めているようであるが、行政側もさらに支援し、迅速に本制度が実施できるよう要望する。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
5	個人	賛成します。 総合通信局長が認めた方式(口述試験等)も表示すべき です。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
6	個人	賛成します。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
7	個人	本案に賛同します。 なお、本案とは直接関係ありませんが、試験申し込み方 法が今年度途中より変更され、写真が電子データによるも のになりました。しかし、無線従事者免許証の申請時には まだ紙の写真が必要です。 免許証の申請についても、電子申請を導入するなどをし て、紙の写真を用意する必要がなくなるよう要望します。	本改正案に賛成のご意見として承ります。 現状、書面で行われている無線従事者免許証の申請については、電波法、電気通信事業法及び放送法に係る他の手続とともに、令和5年度(2023年度)から順次、e-Govを窓口とするオンラインによる手続を可能とすることを予定しています。	無
8	個人	不正防止策が徹底されているなら、賛成です。	本改正案に賛成のご意見として承ります。 なお、CBTによる試験においては、例えば同じ試験時間 の同一資格の試験であっても受験者毎に異なる組合せの問 題が出題されるなど、CBTの特性を生かした不正防止策が 予定されています。	無
9	個人	 改正の趣旨は理解しますが、改正案があまりにもざっくりしており、賛否に至りません。 現状では英会話の試験は実地でのリスニングにより行われています。これも CBT 方式での実施を想定されていますでしょうか。 電気通信術についても CBT 方式による実施の余地があると考えます。直接電信印刷を除き送信は録音、受信は受信用紙の FAX またはイメージ送信により、直接電信印刷については専用ソフトの開発並びに頒布といった事が考えられます。 今回の改正の趣旨に鑑みれば電気通信術についても集合を回避する必要があると言え、筆記の試験とは別に通 		無

		信方式別に集合せずに随時実施するような仕組もご検討 ください。		
10	一日ア会財ア振りて振りて振りては、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	(ださい。 1 今回の改正主旨は、時代に即しかつ受験者の利便に資するものであり賛成します。 ただし、試験実施回数の制限又は同一人が同一資格を受験する回数を相当の間隔で最大年2回までとする制度とされたい。 [理由] 資格取得の別方法である養成課程では、修了試験のます。。国家試験については、資のの方法でで受験とされたい。 (理由] 資格取得の別方法である養成課程では限されて応じ、のまで、機会が提供されている場合といった場合といった。 (本名、3回程度から毎月といった。について想定されている場合となった場合となっていると考えます。 2 案文中「その他の機器」について想定されている具体的な機器をよっていると考えます。 2 案文中「その他の機器」について想定されている具体的なお、あくまで例外的なものであれば、条文のただことがおお、あくまで例外的な場合は、他の方法こととができる」は削除することが妥当ととができる」は削除することが妥当とと、「その他の機器」は削除することが妥当ととがである場合によれて、下段として、大変有効なものと考えます。 3 無線従事者の拡大に資する今回の改正に関連し、下野望します。 2 経験省で推進している「CT人材育成において、手ュア無線資格の取得は科育成において、手ュア無線資格の取得は科方表ます。 2 に対して、大変有効なものと考えます。 2 に対して、大変有効なものと考えます。 3 無線に対して、大変有効なものと考えます。 3 に対して、大変有効なものとき続いて、大変有効なものが考えます。 3 に対して、大変有効なものが表えます。 3 に対して、大変有効なものを実施料及び認定養成課程ののとに、本人負担を半額以が考えられます。	 1 本改正案の方向性におおむね賛成のご意見として承ります。無線従事者国家試験の機会の提供の在り方に関していただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 2 本改正案の規定中、「その他の機器」については、他の類似の法令における用例を参考に定めているものです。また、CBTにより国家試験を受ける際には、PCに加えてプリンタも操作することが実際に想定されているため、原案のとおりとさせていただきます。 3 アマチュア無線技士資格に関していただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 	無

11	個人	原案の趣旨に賛成します。また、電気通信術には次の対	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
		応があっても良いかと思います。	指定試験機関が実施する無線従事者国家試験においては、	
		(1)直接印刷電信→CBT会場のパソコンに電文を入力させ	無線工学及び法規など、CBTで実績のある多肢選択式の試	
		る方法。	験(陸上特殊無線技士及びアマチュア無線技士の国家試験の	
		(2) 電話のうち送話→試験官と受験生が対面する従来の	一部)から、本格導入を開始する予定です。	
		方法の他、試験官と CBT 会場にいる受験生とをオンラ	電気通信術に関していただいたご意見については、今後の	
		イン面接のような環境で相対させて受験生が電文を読	施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
		み上げる方法。		

令和4年2月2日

<u>電波法施行規則等の一部を改正する省令案</u> (令和4年2月2日 諮問第3号)

[高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(山下課長補佐、柏崎係長)

電話:03-5253-5893

諮問第3号説明資料

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備)

1 諮問の概要

5 Gをはじめとする高度化された携帯電話等の基地局では、周波数の精度を一定の偏差内に保つ機能等が具備されているものが多くを占める一方で、測定器を接続して電気的特性を測定することが困難であるものが増加している。

令和2年3月開催の情報通信審議会情報通信技術分科会において、5Gシステムの基地局の定期検査については、測定器を接続して電気的特性を測定することが困難であるという課題に対し、基地局が正常に動作していることを確保・監視できる仕組み等を踏まえ、今後さらに検討を深めていくことが望ましい旨の答申を受けた。

上記の答申を踏まえ、令和2年5月から「高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会」を開催し、同年12月に報告書をとりまとめた。

本件は、同報告書に基づき、携帯電話等基地局*1の定期検査において周波数及び空中線電力の測定を省略可能とする条件及びその手続に関して制度化を行うものであり、これにより当該条件を満たすものについては、全ての電気的特性の測定が省略可能*2となる。

- ※1 4G 又は5G 方式の携帯電話及びこれらの方式と互換性のある BWA
- ※2 平成23年総務省告示第278号及び第279号(登録検査等事業者が行う検査の実施方法等、点検の実施方法等)における規定では、電気的特性のうち占有 周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度及び隣接チャネル漏洩電力の強度の測定が省略可能としているところ、周波数及び空中線電力に関しては 省略可能となっていない。

2 改正又は変更概要

※ 必要的諮問事項はゴシック体

(1) 電波法施行規則

- ・保守運用体制等に係る対策に関し、免許人から総合通信局長等に確認を求めることができる旨を規定し、その確認手続及び様式 を規定(第43条の6、別表第5号の8)
- ・免許人が総合通信局長等に提出する検査/点検実施報告書において、電気的特性が省略可能と判断するに際して必要な情報を免 許人から登録検査等事業者に提供した場合には、その旨を備考欄に記載することを規定(別表第5号の2、第5号の3)

(2) 無線局運用規則

・ 携帯電話等基地局のうち空中線電力が 1 W を超えるものに関し、監視制御機能及び保守運用体制について免許人が講ずるべき 対策を努力義務として規定(第 137 条の 2)

(3) 無線設備規則

- ・周波数等を維持する機能(外部参照信号同期機能及び自動出力補正機能)を定義(第9条の5、第9条の6)
- ・周波数等を維持する機能を有する携帯電話等基地局に関しては、当該機能が満たすべき性能を規定(第 49 条の6の9、第 49 条の6の10、第 49 条の6の12、第 49 条の6の13、第 49 条の29、第 49 条の29の2)(機能の具備は非義務)
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
 - ・ 周波数等を維持する機能の有無について、登録証明機関による報告項目及び総務大臣による公示項目に追加し、報告様式においても当該項目を追加(第6条、第17条、第25条、第33条、様式第5号)
 - ・ 認証等を申請する際に登録証明機関に提出する工事設計において、周波数等を維持する機能を具備する場合には当該機能を実現するための構造や性能(外部参照信号の周波数の精度や自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差)を具体的に記載した図面を添付することを規定(別表第2号)

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(3月中旬公布、令和4年5月1日施行予定)

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法 (平成5年法律第88号) 第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和3年11月13日(土)から同年12月13日(月)までの期間において実施したところ、当該省令案等に対する意見の提出が9件あった。

高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備に向けた検討経緯

背景

- 5Gをはじめとする高度化された携帯電話等の基地局では、周波数の精度を一定の偏差内に保つ機能等が具備されているものが多くを占める一方で、測定器を接続して電気的特性を測定することが困難であるものが増加。
- 令和2年3月開催の情報通信審議会情報通信技術分科会において、5Gシステムの基地局の定期検査については、測定器を接続して電気的特性を測定することが困難であるという課題に対し、基地局が正常に動作していることを確保・監視できる仕組み等を踏まえ、今後さらに検討を深めていくことが望ましい旨答申。
- このような状況を踏まえ、令和2年5月から「高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会」 を開催し、同年12月に報告書をとりまとめ。

高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会 報告概要(R2.12.8)から抜粋 5G等の携帯電話及びBWAシステムの基地局の定期検査に おける周波数及び空中線電力の測定を省略するための条件

次のすべての条件を満たす場合には、定期検査における電気的特性の測定のうち、空中線電力及び周波数の測定を省略可能とする。

- 1 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、無線設備規則に規定された許容偏差以 内であること
- 2 外部参照信号同期機能において、基地局親機のクロック信号生成部が受信する外部参照信号の周波数精度が、ITU-Tで標準化された+/-0.016ppm以内であること
- 3 監視制御機能を有し、24時間365日にわたる保守運用体制であること
- 4 上記1及び2の要件を満たしたことを登録証明機関が証明・認証した適合表示無線設備であること

周波数及び空中線電力の測定の省略に関する制度設計図

【周波数等を維持する機能】

(外部参照信号同期機能・自動出力補正機能)

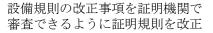
設備規則

・定義の創設

周波数等を維持する機能:第1章第6節 ∫ 外部参照信号同期機能:第9条の5 自動出力補正機能:第9条の6

・精度を規定

第4世代FDD:第49条の6の9 第4世代TDD:第49条の6の10 第5世代TDD:第49条の6の12 第5世代FDD:第49条の6の13 BWA(4G互換):第49条の29 BWA(5G互換):第49条の29の2



証明規則

- ・ 工事設計書の「4 附属装置等の 種類及び型式又は名称」の記載例 として周波数等を維持する機能を 追記
- 工事設計の無線設備系統図に関する(注)の追記
- 登録証明機関の報告及び総務大臣の公表の項目に周波数等を維持する機能を追加

証明機関が証明又は認証したことを、 測定省略の要件の一つとして規定 【監視制御機能・保守運用体制】

運用規則

第137条の2の創設

監視制御機能及び保守運用体制に係る対策の下に 運用する努力義務とその対策の内容を規定



施行規則

第43条の6の創設

- ・ 無線局運用規則第137条の2に規定される監視制御機能及び保守運用体制に係る対策について、総合通信局長に確認を求めることができる旨規定
- 確認申請の様式と確認書の交付を規定
- ・ 総合通信局長が免許人に保守運用の結果の報告等 を求めることができる旨規定
- 確認の取消しを規定



平成23年総務省告示第278号(検査の実施方法等) 平成23年総務省告示第279号(点検の実施方法等)

・周波数等を維持する機能を有する無線設備として技術基 準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備 であって、

施行規則第43条の6の規定に基づき総合通信局長から確認 書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備(現に 外部参照信号に同期しているものに限る。) については、

周波数及び空中線電力の測定を省略することができる旨を規定 (創設)

※ 必要的諮問事項はゴシック体

電波法関係審査基準 第11章の4(第39条の7 監 視制御機能及び保守運用体制 に係る対策の確認等)の創設

定期検査見直しに係る省令等改正の概要

以下の条件を満たす携帯電話等基地局については、定期検査時における周波数及び空中線電力の測定を省略可能とする。

- ➤ 無線設備が所要の性能を満たす外部参照信号同期機能及び自動出力補正機能(周波数等を維持する機能)を有することとして認証等を受けており、かつ外部参照信号同期機能についてはそれを使用していること
- ▶ 免許人は、<u>監視制御機能及び保守運用体制に関する対策</u>を講じており、かつ総合通信局長の確認を受けていること

無線設備



●設備規則

以下の周波数等を維持する機能*2及びその要求性能を規定。 *2 非義務の付加的機能

- •外部参照信号同期機能
- •自動出力補正機能

●証明規則

- ・設備規則の<mark>周波数等を維持する機能</mark>に関する工事 設計への記載方法を規定。
- ・また、当該機能の有無に関し、認証時における証明 機関から総務大臣への報告項目及び総務大臣の公 表事項に追加。

証明機関から申請者*³ に対して認証

*3 メーカーや免許人



周波数等を維持 する機能あり

総合通信局等から 免許人に対して 確認書を交付

監視制御機能と 保守運用体制に 係る対策あり

免許人



●<u>施行規則</u>

●運用規則

携帯電話等基地局の監視制御機能及び保守運用 体制についての対策に関して総合通信局長に確認 を求めることができる旨及びその手続等を規定。

携帯電話等基地局の監視制御機能及び保守運用

体制についての対策に関する努力義務を規定。

●<u>施行規則</u> ※外部参照信号同期機能を使用しているという情報を含む。 電気的特性の測定の省略が可能な無線局の情報[※]を登録検査 等事業者等に提供した場合には、備考欄にその旨を記載

検査/点検 実施報告書 対象無線局は、4G、5G、BWA*1の基地局
*1 3GPP規格準拠のものが対象

登録検査等事業者による 定期検査における 測定の省略



- ●H23告示278(検査の実施方法等)
- ●H23告示279(点検の実施方法等)
- 周波数等を維持する機能を具備して認証を 取得した基地局で、
- ・監視制御機能と保守運用体制についての対 策に関する確認を受け、
- かつ、<u>外部参照信号同期機能を使用してい</u>るもの*4

は、周波数及び空中線電力の測定を省略可。

*4 TDDの場合はその動作原理から同期は必須、 FDDの場合は機能を具備していても利用していない ケースがあるため、使用していることを条件とする。

認証等情報の参照

総務省HP

(周波数等を維持する機能の有無が追加)

○ 電波法施行規則等の一部を改正する省令

(1) 電波法施行規則

- ・ 保守運用体制等に係る対策に関し、免許人から総合通信局長等に確認を求めることができる旨を規定し、その確認手続及び様式を 規定(第43条の6、別表第5号の8)
- ・ 免許人が総合通信局長等に提出する検査/点検実施報告書において、電気的特性が省略可能と判断するに際して必要な情報を免許 人から登録検査等事業者に提供した場合には、その旨を備考欄に記載することを規定(別表第5号の2、第5号の3)

(2) 無線局運用規則

携帯電話等基地局のうち空中線電力が1Wを超えるものに関し、監視制御機能及び保守運用体制について免許人が講ずるべき対策を 努力義務として規定(第137条の2)

(3) 無線設備規則

- ・ 周波数等を維持する機能(外部参照信号同期機能及び自動出力補正機能)を定義(第9条の5、第9条の6)
- 周波数等を維持する機能を有する携帯電話等基地局に関しては、当該機能が満たすべき性能を規定(第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の29、第49条の29の2)(機能の具備は非義務)

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ・ 周波数等を維持する機能の有無について、登録証明機関による報告項目及び総務大臣による公示項目に追加し、報告様式において も当該項目を追加(第6条、第17条、第25条、第33条、様式第5号)
- ・ 認証等を申請する際に登録証明機関に提出する工事設計において、周波数等を維持する機能を具備する場合には当該機能を実現するための構造や性能(外部参照信号の周波数の精度や自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差)を具体的に記載した図面を添付することを規定(別表第2号)

改正告示等案

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
平成23年総務省告示第278号(登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を改正する告示案 ・ 検査の実施要領において、携帯電話等基地局の送信装置のうち、所要の条件を満たすものについては、周波数及び空中線電力の測定を省略することができることを規定	登録検査等事業者等 規則(平成9年郵政 省令第76号)第17条 及び別表第5号第3 の3(2)
平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査 等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を改正する 告示案	登録検査等事業者等 規則第20条及び別表
・ 点検の実施要領において、携帯電話等基地局の送信装置のうち、所要の条件を満たすものについては、周波数 及び空中線電力の測定を省略することができることを規定	第7号第3の3(2)
電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案 ・ 監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する免許人から総合通信局長への確認に関し、審査基準を規定	電波法第7条

(参考)平成23年総務省告示第278号及び平成23年総務省告示第279号(測定省略の条件)

平成23年総務省告示第278号(登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部改正案

「第1・第2 略]

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領

[1.2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

「表略]

[注1:注2 略]

注3 携帯無線通信(設備規則第3条第4号の5及び第4号の7 に規定するものに限る。)を行う基地局、広帯域移動無線アク セスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに 限る。)の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、 設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能 を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を 受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3 項の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所 長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線 設備(現に外部参照信号に同期しているものに限る。)については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができ る。

注4 「略]

「三略]

平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第二十条 及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等 が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確 認の方法を定める件)の一部改正案

「1.2 略]

3 無線設備等

「一・一の二 略]

二電気的特性

[表略]

「注1~注3略]

注4 携帯無線通信(設備規則第3条第4号の5及び第4号の7 に規定するものに限る。)を行う基地局、広帯域移動無線アク セスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに 限る。)の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、 設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能 を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を 受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3 項の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所 長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線 設備(現に外部参照信号に同期しているものに限る。)につ いては、周波数及び空中線電力の測定を省略することができ る。

注5 [略]

「三略]

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集 一高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備一 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方 (令和3年11月13日~12月13日意見募集)

提出件数9件(法人等7件、個人2件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	個人	検査の目的を鑑みて、実際に検査をしなくても、その目的が果たせるのであれば、 賛成です。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2	株式会社NTTドコモ	本改正案は令和2年に取りまとめられた「高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会」報告書の内容が適切に反映されたものであり、本改正案に賛同すると共に登録証明機関における「周波数等を維持する機能」に関する再認証取得に際しては【同一認証番号とするガイドライン】の適用を要望いたします。本ガイドラインの適用により、更なる既存設備の運用保守効率化が図られ、今後の5G展開加速にも寄与するものと認識しております。	本改正案への賛同意見として承ります。 同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。	
3	KDDI株式会社	【全般】 携帯電話基地局の無線設備は、外部参照信号同期機能や自動出力補正機能が具備されたものが存在し、当該設備は生成される無線周波数及び空中線電力が無線設備規則の許容偏差に収まるよう補正を行うことで、長期的に安定した運用を実現しています。加えて、当社は基地局設備の正常性を維持するため、24 時間 365 日の監視体制及び無線設備の復旧に向けた現地駆けつけ体制を構築しております。他方、携帯電話基地局の無線設備においては、測定用のポートを具備しない等、運用状態において電気的特性の測定が困難なものが増加している状況があります。本省令案等は、機能的、運用的に極めて安定した運用が行われている装置に関して定期検査における電気的特性の測定を省略することを可能とすることで、運用状態における測定の課題を解決するものであるため、賛同いたします。	り送信設備から送信される周波数 の偏差を許容値内に安定的に維持 するための機能をいう。」という 定義により、それ以外の用途に使 用される外部参照信号の精度につ いては、特段の制約はありません。	無

外部参照信号を用いた時刻同期機能については、周波数偏差の維持以外の用途に おいても利用することが可能です。定期検査における電気的特性の測定省略を求め ない場合にあっては、外部参照信号の精度に制約が付されないものと理解しており ます。

【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】

当社は基地局設備を全国で20万局弱運用しており、工事設計認証番号の変更に 伴う表示の変更を速やかに実施することは困難と考えております。周波数等を維持 する機能を具備している既存無線局について、測定省略の条件に合致させるために 工事設計認証を再取得する際は、変更の工事が発生していないことから、同一認証 番号とすることを希望いたします。

|UQコミュニケーシ| ョンズ株式会社

【全般】

携帯電話・BWA基地局の無線設備は、外部参照信号同期機能や自動出力補正機 能が具備されたものが存在し、当該設備は生成される無線周波数及び空中線電力が |無線設備規則の許容偏差に収まるよう補正を行うことで、長期的に安定した運用を | 外部参照信号に同期することによ 実現しています。加えて、当社は基地局設備の正常性を維持するため、24時間365 日の監視体制及び無線設備の復旧に向けた現地駆けつけ体制を構築しております。

他方、携帯電話・BWA基地局の無線設備においては、測定用のポートを具備し ない等、運用状態において電気的特性の測定が困難なものが増加している状況があ ります。本省令案等は、機能的、運用的に極めて安定した運用が行われている装置 略を求めない場合にあっては、外 |に関して定期検査における電気的特性の測定を省略することを可能とすることで、| 部参照信号の精度については、特 運用状態における測定の課題を解決するものであるため、賛同いたします。

【無線設備規則 第六節 周波数等を維持する機能】

外部参照信号を用いた時刻同期機能については、周波数偏差の維持以外の用途に おいても利用することが可能です。定期検査における電気的特性の測定省略を求め

本改正案への賛同意見として承無 ります。

「外部参照信号同期機能とは、 り送信設備から送信される周波数 の許容偏差を規定値内に安定的に |維持するための機能をいう。」と 定義されているため、それ以外の 用途に使用されるにおいて、定期 検査における電気的特性の測定省 段の制約はありません。

同一認証番号に関しては、認証 制度の運用上問題ないか等を確 認、整理の上で、その適用の可能 性を検討致します。

		ない場合にあっては、外部参照信号の精度に制約が付されないものと理解しております。		
		【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】 当社は定期検査対象の基地局設備を全国で4万局程度運用しており、工事設計認 証番号の変更に伴う表示の変更を速やかに実施することは困難と考えております。 周波数等を維持する機能を具備している既存無線局について、測定省略の条件に合 致させるために工事設計認証を再取得する際は、変更の工事が発生していないこと から、同一認証番号とすることを希望いたします。		
5	Wireless City Planning株式会社	今回の省令案は、周波数等を維持する機能の具備及び監視制御機能や24時間365日にわたる保守運用体制が構築されていることを前提とする高度化された無線局の定期検査の簡素化を実現するものであり、本省令案の内容に賛同すると共に確実な制度の運用実現を希望いたします。また、今回の定期検査の簡素化にあたっては周波数等を維持する機能を有していることを含めた認証等を実施する必要がありますが、既に当該機能を具備し設置運用している基地局において、改めて当該機能を有しているものとして認証を取り直す際には、現在の認証を受けた状態からハードウェアや電気的特性に変更を生ずるものではなく、同一認証番号での認証を要望いたします。	ります。	無
6	ソフトバンク株式会社	今回の省令案は、周波数等を維持する機能の具備及び監視制御機能や24時間365日にわたる保守運用体制が構築されていることを前提とする高度化された無線局の定期検査の簡素化を実現するものであり、本省令案の内容に賛同すると共に確実な制度の運用実現を希望いたします。 また、今回の定期検査の簡素化にあたっては周波数等を維持する機能を有していることを含めた認証等を実施する必要がありますが、既に当該機能を具備し設置運用している基地局において、改めて当該機能を有しているものとして認証を取り直す際には、現在の認証を受けた状態からハードウェアや電気的特性に変更を生ずる	ります。	無

		ものではなく、同一認証番号での認証を要望いたします。		
7	楽天モバイル株式会 社	高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備に賛 同いたします。なお、本改正によって既存の適合表示無線設備を「周波数等を維持	u≠ŧ	無
		する機能」を有する無線設備として再度認証を取得する場合は、同一認証番号での 取り扱いとして頂くことを希望いたします。	同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。	
8	エリクソン・ジャパン 株式会社	定期検査の簡素化を図る規則等の改正は、5G等無線基地局の早期市場投入と展開、および運用の簡素化に資するものと考えており、賛成いたします。なお、既存無線設備が周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を再度受けた場合、いわゆる同番認証が可能な制度運用とすることを希望いたします。	ります。 同一認証番号に関しては、認証	無
9	個人	様式について、事業者等が法人の場合は法人番号の記載があった方が良いのでは ないかと考える。(行政における事務の効率化に資すると思われるので。)	現行電波法令上、法人番号は使 用しておりません。	無

令和4年2月2日

2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの 普及のための特定基地局の開設に関する指針案 (令和4年2月2日 諮問第4号)

[2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(古田課長補佐、杉本係長)

電話:03-5253-5893

2. 3GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案

1 諮問の概要

総務省では、平成31年4月に5日の導入のための特定基地局の開設計画の認定を行い、令和2年8月に第4世代移動通信システム(4G)等で使用されている周波数帯に5日を導入するための制度整備を行い、令和3年4月には5日の普及のための特定基地局の開設計画の認定を行うなど、5日の早期導入に向けた取組を進めてきた。

令和3年9月14日(火)から同年10月1日(金)までの間、5 Gを普及する計画を有する者を対象として5 Gの周波数利用に関するニーズの調査を実施したところ、2.3 GHz 帯におけるダイナミック周波数共用を活用した5 Gの周波数利用に対する多くのニーズが示された。

これらを踏まえ、2.3GHz 帯におけるダイナミック周波数共用を活用した5Gの普及のための周波数の割当てを早期に実施するため、2.3GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の制定を行うものである。

2 制定概要

令和3年4月20日(火)に情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会から一部答申を受けた「2.3GHz 帯における移動通信システムの技術的条件」等を踏まえ、2.3GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を制定する。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに制定予定(公布日の施行を予定)。

4 意見募集の結果

なお、告示の制定案の策定に当たって、令和3年12月18日(土)から令和4年1月21日(金)まで意見募集を行い、13者から 意見の提出があった。

2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの 普及のための特定基地局の開設に関する指針案について

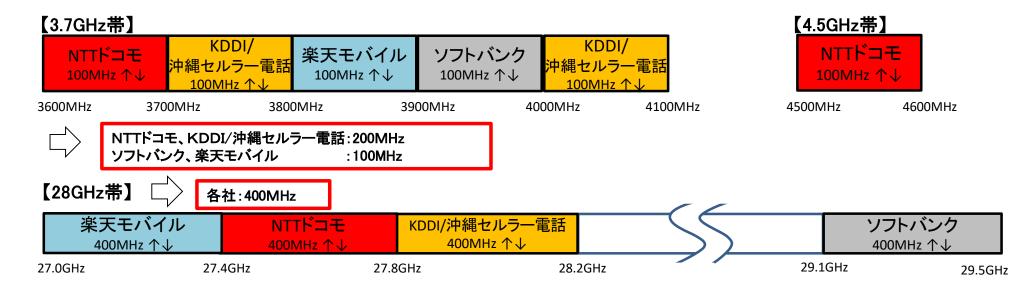
令和4年2月総合通信基盤局

3

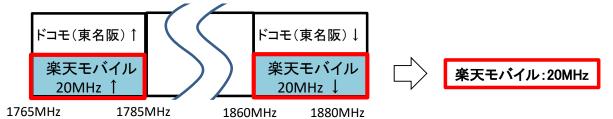
これまでの5Gの周波数割当て



① <u>5G用周波数割当て (平成31年 (2019) 4月10日)</u>

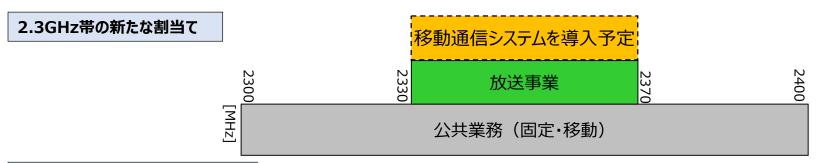


② 1.7GHz帯 (東名阪以外) 割当て (令和3年 (2021) 4月14日)

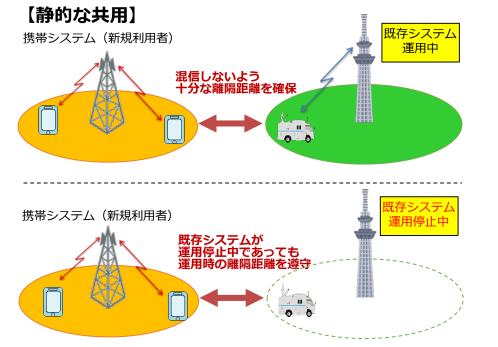


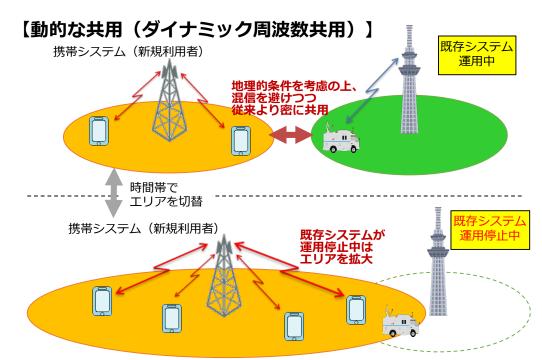
今回の2. 3GHzの割当て(ダイナミック周波数共用の実用化)

- 2.3GHz帯は、放送業務及び公共業務が使用していない場所及び時間帯で動的に周波数を共用。 (ダイナミック周波数共用)
- 2,330-2,370MHzについて、5G用として携帯電話事業者1社へ割当て(5年間)。



ダイナミック周波数共用のイメージ





開設指針のポイント

基本的な考え方

デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な5G整備が期待される ⇒条件不利地域や、現に5G基地局の整備が遅れている地域での整備を評価する指標が重要

① 絶対審査(主な項目)

1 エリア展開

-全ての都道府県に開設する計画

2 設備

- 設置場所確保、設備調達、設置工事体制確保に関する - 計画
- 設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画

3 周波数の経済的価値

- 特定基地局開設料が24億円/年※以上
- ※ 有識者による研究会において、諸外国の5Gオークションの結果を参照した、 標準的な金額(48億円/年)を算出。当該標準的な金額を著しく下回る金額。

4 その他

- 既存事業者へ事業譲渡しない
- ダイナミック共用に伴う電波停波の際に携帯電話 サービスを維持する計画

② 比較審査(主な項目)

1 エリア展開

- 全国での開設数がより多い
- 条件不利地域※の開設数がより多い
- 5 G基地局整備が遅れている地域の開設数がより多い

※ 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯の地域

2 高度化

SA(スタンドアロン)構成の5G特定基地局の割合が より大きい

3 周波数の経済的価値

- 特定基地局開設料の金額がより大きい

4 技術

- 停波せずに帯域幅を切り替えることができる技術の 開発・導入、国際標準化提案の有無

等

周波数の割当て

絶対審査基準

エリア	44.14	
展開	基準 ①	認定から 5年後 までに、 全ての都道府県において5G特定基地局を開設 する計画を有すること。
	2	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画 [※] を有すること。
設備	3	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画 [※] を有すること。
	4	認定から 5年後 までの、 SA構成の5G特定基地局を開設 する計画を有すること。
周波数の 経済的価値		特定基地局開設料の金額及び当該料額に必要な資金確保に関する計画を有すること。また、 特定基地局開設料の金額 が、標準的な金額の下限額を 「著しく下回る金額」(24億円/年)以上 であること。
財務	6	設備投資等に必要な資金調達の計画及び 認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を 達成する収支計画を有すること。
コンプライ		法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること。
既設基地局	8	高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、周波数ごと基地局の設置場所等に関する計画を有していること。
サービス	9	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること。
	10	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること。
混信	11)	2.3GHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること。
対策	12)	ダイナミック周波数共用管理システム(電波法第102条の17第2項第2号の照会に応ずるために電波有効利用促進センターが運用する システムをいう。)を活用した混信対策を行うこと。
オープン化	13)	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること。
	14)	同一グループの企業から複数の申請がないこと。
その他	15)	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと。
	16	2.3GHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局との地理的・時間的な共用に伴う電波停止の際に、携帯電話サービスを 維持する計画を有すること。

^{※「}情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版)」(令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。

比較審査におけるエリア展開の配点の考え方

- 5 G用周波数(3.7GHz帯・4.5GHz帯、28GHz帯)の基地局の普及には差がある。
- 都市と地方での一体的な整備に向け、<u>条件不利地域</u>における整備を高く評価する。
- 加えて、現に(全国平均に比べて)<u>5 G基地局の整備※1が遅れている地域での整備を高く評価</u>する。
 - ※1 面積(10K㎡)当たりの基地局数
 - C-1 5 G基地局数が全国平均以下 (32道県)
 - C-2 5 G基地局数が全国平均以上(C-3を除く)(13府県)
 - C-3 5 G基地局数が全国平均を大幅に上回る※2(2都府)
 - ※2 面積 (10Km) 当たりの基地局数が10を超えているところ (全国平均は1.04)

 $\times 1$ $\times 3$ 5G基地局数が C-1 5G基地局数が全国平均以下 C-2 5G基地局数が全国平均以上 全国平均を大幅に上回る 北海道 福井県 山口県 宮城県 京都府 東京都 青森県 山梨県 徳島県 埼玉県 兵庫県 大阪府 岩手県 長野県 愛媛県 千葉県 広島県 秋田県 岐阜県 高知県 神奈川県 香川県 山形県 三重県 佐賀県 石川県 福岡県 滋賀県 福島県 長崎県 静岡県 沖縄県 茨城県 奈良県 熊本県 愛知県 栃木県 和歌山県 大分県 群馬県 鳥取県 宮崎県 新潟県 島根県 鹿児島県 富山県 岡山県 平均 10 面積(10Km) 当たりの基地局数 (1.04)

比較審査基準の審査項目と配点

カテゴリ	各カテゴリ内の審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
	Α	認定から 5年後 における 全国の5G特定基地局の開設数 がより多いこと		12点
	В	認定から 5年後 における <u>条件不利地域</u> の5G特定基地局の開設数がより多いこと		12点
I エリア	C-1	認定から5年後における、現に5G基地局の整備が全国平均以下の都道府 県の5G特定基地局の開設数がより多いこと	50点	18点
展開	C-2	認定から 5年後 における、現に5G基地局の整備が全国平均以上の都道府県(C-3を除く。)の5G特定基地局の開設数がより多いこと		6点
	C-3	認定から5年後における、現に5G基地局の整備が全国平均を大幅に上回 る都道府県の5G特定基地局の開設数がより多いこと		2点
Ⅱ 高度化	D	認定から5年後における5G特定基地局の開設数に占めるSA構成の5G 特定基地局の開設数の割合がより大きいこと	16点	16点
Ⅲ 周波数の 経済的価値	E	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	16点	16点
IV	F	認定から5年後までに、電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術を開発し及び導入すること	16点	8点
技術	G	認定から5年後までに上記に関する技術(電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術)の国際標準化提案を行うこと	10,11	8点
	いて、共進すると宮本にも外田にして、松久とだ兄に中寺老だちたよろ担人に中佐			

以下、基準 A~G を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	Н	認定から 5年後 における 面積カバー率 がより大きいこと	2点	2点

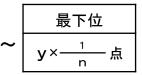
<u>※</u>最高点を表記

✓ 配点方式は、A~E及びHは等分配点方式とし、 F及びGは計画を有している場合満点、有していない場合O点とする。

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y)×(n-1)/n、3位は最高点(y)×(n-2)/n・・・と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位
7.占	v xn - 1 _ 占	y× <u>n-2</u> 点
y点	y^	y ^ n 点



例)申請者数4、最高点が12点の場合 1位から順に、12点、9点、6点、3点

比較審査基準及び評価の判定方法

カテゴリ	基準	審査事項	判定方法	
I	А	認定から 5年後 における 全国の5G特定基地局の開設数 がより多い こと	申請者から出された全国の5G特定基地局数を <u>一桁単位まで比較評</u> <u>価</u> 。	
	В	認定から 5年後 における 条件不利地域の5G特定基地局の開設 数 がより多いこと	申請者から出された <u>条件不利地域の</u> 5G特定基地局数を <u>一桁単位</u> <u>まで比較評価</u> 。	
	C-1	認定から 5年後 における、 現に5G基地局の整備が全国平均以下の都 道府県の5G特定基地局の開設数 がより多いこと	現に5G基地局の整備が全国平均以下の都道府県の、申請者から 出された5G特定基地局数を <u>一桁単位まで比較評価</u> 。	
	C-2	認定から 5年後 における、 現に5G基地局の整備が全国平均以上の都 道府県(C-3を除く。)の5G特定基地局の開設数 がより多いこと	現に5G基地局の整備が全国平均以上の都道府県(C-3を除く。)の、 申請者から出された5G特定基地局数を <u>一桁単位まで比較評価</u> 。	
	C-3	認定から5年後における、現に5G基地局の整備が全国平均を大幅に上回る都道府県の5G特定基地局の開設数がより多いこと	現に5G基地局の整備が全国平均を大幅に上回る都道府県の、申 請者から出された5G特定基地局数を <u>一桁単位まで比較評価</u> 。	
П	D	認定から 5年後 における 5G特定基地局の開設数に占めるSA構 成の 5G特定基地局の開設数の割合 がより大きいこと	申請者から出された <u>5G特定基地局の開設数に占めるSA構成の5G</u> 特定基地局の開設数の割合を小数点第一位まで比較評価(小数点 第二位を四捨五入)。	
Ш	Е	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	申請者から出された開設料を <u>一億円単位まで比較評価</u> 。ただし、 <u>標</u> <u>準的な金額を下回る金額(48億円/年未満)については、配点なし(0 点)。</u>	
IV	F	認定から 5年後 までに、 電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術を開発し及び導入 すること	電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術を <u>開発し及び導入するか否かを評価。ただし、開発しない又は導入しない者については、配点なし(O点)</u> 。	
	G	認定から 5年後 までに、 上記に関する技術 (電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術)の国際標準化提案を行うこと	上記に関する技術(電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術)の国際標準化提案を行うか否かを評価。ただし、国際標準化提案を行わない者については、配点なし(O点)。	
以下、基準A~Gを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施				
その他	Н	認定から 5年後 における 面積カバー率 がより大きいこと	申請者から出された面積カバー率を <u>優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価</u> 。	

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方①

開設指針案に対して、13者(法人7者、個人6者)から意見が提出された。 主な意見及びそれに対する考え方の概要は以下のとおり。

(※)意見公募期間は令和3年12月18日(土)~令和4年1月21日(金)(35日間)

	(※) 意見公募期間は令和3年12月18日(土) ~令和4年1月21日(金) (35日間)
提出意見	意見に対する考え方
2.3GHz帯の周波数割当てについて	
ダイナミック周波数共用技術を活用し、2.3GHz帯において携帯電話システムへの割当てを行うこと賛同。【ドコモ、KDDI】	賛同意見として承る。
配点及び判定方法	
審査項目毎の配点と判定方法を意見募集対象とした点について、透明性確保の観点から歓迎。今後の開設指針案の意見募集においても継続実施を希望。【ドコモ、KDDI】	
審査項目について	
エリア展開に関する配点が重視されている点、技術の高度化としてSA構成の5G特定基地局の割合を評価する点、更にはMVNO促進の取組といったサービス関連の項目が設定されていない点について、電波法の目的である。電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進を、より直接的に比較審査に反映する方向であり、賛同。【ドコモ】	
供等による特定基地局の利用を促進するための取組がより進んでいること」といった従前の告示同様の審査事項の追加を要望。取り組みの具体例	

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方②

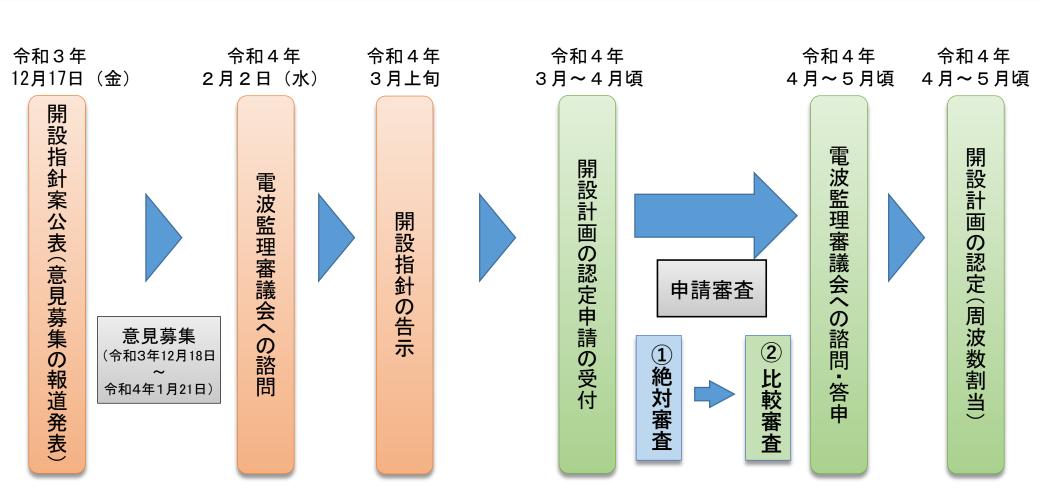
提出意見	意見に対する考え方				
審査項目について					
	本開設指針案においては、デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な5G整備が期待されていることを踏まえ、エリア展開については、局所的なトラヒック対策としてのテンポラリなイベント会場等での活用ではなく、条件不利地域等における整備を評価することとしている。				
災害対策の体制整備について、比較審査項目に追加する又は絶対審査基準として評価することが適切。【ソフトバンク】	災害対策等については、自然災害等に対する携帯電話ネットワークの停電対策・ふくそう対策や通信障害の発生防止等の安全性・信頼性を確保するための取組は極めて重要であり、多様な事象に応じて携帯電話事業者ごとに様々な取組がなされているため、当該取組については、絶対審査基準において審査を行っている。				
オープン化に係る絶対審査項目について、特定の民間団体の方式に限定せず、国際的に定義された他のインターフェース及び接続ポイント等も対象に含める等国際状況も見据えつつ見直し検討を進めることが適切。【ソフトバンク】					
指定済み周波数幅の多寡は事業者の競争力に大きな影響を及ぼすので、 先行事業者と後発事業者との指定済み周波数幅の総計に関してはこれま で通りの配慮が必要であるため、「申請者の指定済周波数の帯域幅の総 計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ない こと」の基準は必要。【楽天モバイル】	本開設指針案については、公共業務や放送業務と広範囲な地域において				
に3GPPにおける標準化済みの機能を用いて行うことが可能であることも想	周波数帯域幅の動的縮退技術が個者独自の技術ではなく、他の携帯電話事業者であっても実現できるよう、標準化を行うことを求めるもの。標準化が必要な技術を開設計画申請者が特定し、当該技術に関する標準化提案を行うことを想定。なお、他の携帯電話事業者も利用できるように、当該目的を可能とする技術の国際標準化が済んでいるのであれば、提案時にその旨記載いただきたい。				
電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術は、今後導入されるダイナミック周波数共用にも必要な技術でもあり、2.3GHz帯の開設計画の認定を受ける事業者だけでなく官産学が協力し業界全体で進めていくべきものであるため、比較審査基準の審査項目にはなじまない。【楽天モバイル】	ことは電波の有効利用に資することから、このような技術を導入する者を高く評価するために、比較審査項目としたもの。				

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方③

	意見に対する考え方
特定基地局開設料	
標準的な金額を下回る金額については、配点なしという判定基準が示されているが、順位比較により一定の配点を与える等、配点に係る判定方法の修正を強く希望。【ソフトバンク】	特定基地局開設料の標準的な金額は対象となる周波数帯の経済的価値を 算定したものであり、標準的な金額以上による開設計画の認定申請が期待 されるものであるため、今回の開設指針においては原案のとおりとするが、 頂いた御意見については、今後の周波数割当てにおける参考とする。
放送事業用FPUを利用する際に携帯電話基地局の停波が必要な範囲は都道府県内にとどまらないことも想定されるため、より広い範囲を想定しての補正係数の設定が必要。【楽天モバイル】	放送事業用FPUを利用する際に携帯電話基地局の停波が必要な範囲については、FPUの空中線地上高や基地局展開種別・空中線高等の複数の条件で決まるものであり、必ずしも各都道府県の全域で停波するものではなく、また、場合によっては近接した都道府県に停波範囲が及ぶ可能性がある。このような条件を全て係数として反映することは困難であるため、特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会においては、同一都道府県に影響が及ぶものとして、係数を算出した。
単純化した係数を用いているが、将来的には、知見を積み上げ、修正されることが期待される。【個人】	係数は令和2年8月の「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会報告書」において「標準的な金額の算定に当たっての考え方についても必要に応じて見直していくことが適当である」とされているため必要に応じ見直しを行う。
その他	
早期に放送業務及び公共業務の利用に関する最新かつ確定的な情報の開示が行われることを希望。 ダイナミック周波数共用管理システムの運用に関して携帯電話事業者が負担する費用に関する最新の情報の早期の開示を希望。【ドコモ】	放送業務及び公共業務の利用に関する最新の情報並びにダイナミック周波数共用管理システムの運用に関して割当てを受ける携帯電話事業者が負担する費用に関する最新の情報については、申請者の予見可能性を高める必要がある一方で、当事者の個者情報も含まれているため、当事者の許容できる範囲内において、情報開示等を検討していく。
	御意見は本開設指針に係るものではないため今回の意見募集の対象ではないが、本開設指針以外の周波数帯の割当てに際しては当該割当てに適した評価項目を設定する。
	御意見は本開設指針に係るものではないため今回の意見募集の対象ではないが、本開設指針以外の周波数帯の割当てに際しては当該割当てに適 した評価項目を設定する。

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方④

提出意見	意見に対する考え方
その他	
オークション導入の議論が進められているものの、今後の6GHz帯以下の割当てにおいても、現行方式による割当を行うことが適切かつ必要。 面的カバレッジに適した帯域である4.9GHz帯が基盤整備の観点から最も重要な帯域であり、デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、4.9GHz帯の割当てを早急に進めることが極めて重要。【ソフトバンク】	ありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。
マニュアルの公開から申請受付開始までは十分な期間を確保いただきたい。また受付期間についても十分な期間を確保いただきたい。【ソフトバンク】	本開設指針に係る申請マニュアルについては準備が整い次第公表させていただく。
特別業務の局として携帯抑止に関しても同帯域の許可を願いたい。ダイナミック周波数共用管理システムに準ずることなく、免許人が申請時に提出した運用時間帯に限り、常時運用できる事を希望。ダイナミック周波数割当の対応に関して影響を受ける許認可済みの免許人(特別業務の局)に対して、2.3GHz対応するための追加機器付加のための費用の補助を希望。【三精テクノロジーズ】	場所等の条件において運用することとなる。また、2.3GHz帯において特別 業務の局(携帯電話等抑止装置)を導入するに際しても、携帯電話と同様、
5g周波数だけではなく、4gで使われているような800mhz帯も同時に再割り当てを行うべきだ。できるだけ早期でかつ公平な電波の割り当て制度の確立が必要。【個人】	



「2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間:令和3年12月18日(土)~令和4年1月21日(金))

【意見提出 13件(法人7件、個人6件)】

No.	提出された意見	意見に対する総務省の考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
1 - 1	第5世代移動通信システムの普及のため、2.3GHz帯の割当に向けた開設指針案	本開設指針案への賛同意見として承りま	無
	が公表されたことを歓迎するとともに、ダイナミック周波数共用の実用化を前提	す。	
	とする初の周波数割当が、適切かつ着実に実施されることを希望致します。		
	【株式会社NTTドコモ】		
1 - 2	今回割当対象である2.3GHz帯は、放送業務及び公共業務が使用していない場所	放送業務及び公共業務の利用に関する最新	無
	及び時間帯において、携帯電話が周波数を利用することが前提となっており、ダ	の情報並びにダイナミック周波数共用管理シ	
	イナミック周波数共用管理システムを活用した混信対策が必要であると認識して	ステムの運用に関して割当てを受ける携帯電	
	おります。他の携帯電話の割当済み周波数と異なり、基地局運用に関する予見性	話事業者が負担する費用に関する最新の情報	
	の確保に難しい側面があることから、特定基地局の計画を検討する上で予見性の	については、申請者の予見可能性を高める必	
	確保に資する情報として、早期に放送業務及び公共業務の利用に関する最新かつ	要がある一方で、当事者の個者情報も含まれ	
	確定的な情報の開示が行われることを希望致します。合わせて、ダイナミック周	ているため、当事者の許容できる範囲内にお	
	波数共用管理システムの運用に関して割当てを受ける携帯電話事業者が負担する	いて、情報開示等を検討してまいります。	
	費用に関する最新の情報も、早期の開示を希望致します。		
	【株式会社NTTドコモ】		
1 - 3	比較審査基準については、総論として、過去の開設指針と比べてエリア展開に	本開設指針案への賛同意見として承りま	無
	関する配点が重視されている点、また技術の高度化としてSA構成の5G特定基地局	す。	
	の割合を評価する点、更にはMVNO促進の取組といったサービス関連の項目が設定		
	されていない点について、電波法の目的である、電波の公平かつ能率的な利用の		
	確保による公共の福祉の増進を、より直接的に比較審査に反映する方向であると		
	認識しており、賛同致します。また、審査項目毎の配点と判定方法を意見募集対		
	象として頂いた点についても、透明性確保の観点から歓迎するとともに、内容に		
	ついて賛同致します。		
	【株式会社NTTドコモ】		

	要となる地域へのエリア展開について配点比率が大きくなっている点については、デジタル田園都市国家構想の実現に向けたアプローチとして理解するところです。他方、本周波数に特有の放送業務及び公共業務の既存免許人との周波数共用を考慮した際、面的なエリアカバレッジ、恒常的なトラヒック対策としての活用には課題があるため、当社としては、局所的なトラヒック対策として、テンポラリなイベント会場等での活用を想定していたところであり、そのような活用方法も周波数を有効利用する一面として捉え、審査項目として考慮して頂くことを希望します。 【株式会社NTTドコモ】	無
1-5	また、技術に関する項目Gについて、電波を停波することなく帯域幅を切り替えることが出来る技術について、国際標準化提案を行うことが基準とされていますが、その目的や内容によっては既に3GPPにおける標準化済みの機能を用いて、電波を停波することなく帯域幅の切り替えを行うことは可能であることも想定されるため、本項目において求める国際標準化提案の詳細な内容について明確化が必要であると考えます。 【株式会社NTTドコモ】 【株式会社NTTドコモ】 【株式会社NTTドコモ】 「株式会社NTTドコモ】 「株式会社NTTドコモ】 「本式会社NTTドコモ】 「本式、他の携帯電話事業者も利用できるように、当該目的を可能とする技術の国際標準化が済んでいるのであれば、提案時にその旨記載してください。	
2-1	「デジタル田園都市国家構想」においては、地方からデジタルの実装を進めることで、地方と都市の差を縮めることが示されております。本開設指針案はダイナミック周波数共用技術を活用し、2.3GHz帯において携帯電話システムへの割当てを行うことで、当該構想の実現に資するものであることから、原案に賛同いたします。 【KDDI株式会社】	無
2-2	また、原案においては比較審査基準の配点案及び評価の判定方法案が示されて 本開設指針案への賛同意見として承りまおります。本取り組みは開設計画の申請を検討する携帯電話事業者にとって予見 す。 性が高まるものであるため、今後の開設指針案の意見募集においても継続して実施されることを希望いたします。 【KDDI株式会社】	無

3-1	・今回の割当て対象である2.3GHz帯はダイナミック周波数共用を活用した共用帯域であり、既存免許人の利用時における停波運用が必要となることから、割当てを受ける事業者は携帯電話サービスを維持するために他の帯域での運用を合わせて行うことが必須となります。したがって、このように他の帯域で携帯電話サービスを提供している事業者のみが利用可能な特殊な帯域であることから、従前の開設指針とは傾向が異なるものと理解しています。 【ソフトバンク株式会社】	無
3-2	 (激甚化する自然災害への対応について> ・設備に係る絶対審査項目について、本開設指針案の基準②では"特定基地局設置場所の確保、設備の調達及び設備工事体制の確保に関する計画を有すること"という基準が示されていますが、その基地局の整備展開の能力に加えて、近年激甚化している自然災害等の発生時にいかに迅速に復旧できるかといった災害対策体制も重要であることから、例えば「災害対策の体制整備」(※1)について、比較審査項目に追加する又は絶対審査基準として評価するなど、現在の基準から更に一歩進めた基準とすることがより適切であると考えます。※1:例えば、災害復旧に関する体制として指定公共団体の指定を受けていること、又は指定を受ける明確な計画を有していること等 【ソフトバンク株式会社】 災害対策等については、自然災害等に対する携帯電話ネットワークの停電対策・ふくそう対策や通信障害の発生防止等の安全性・信頼性を確保するための取組は極めて重要であり、多様な事象に応じて携帯電話事業者ごとに様々な取組がなされていると承知しています。そのため、当該取組については、絶対審査準に対するは、災害復居に関する体制として指定公共団体の指定を受けていること、又は指定を受ける明確な計画を有していること等 	無
3 – 3	 <オープンインターフェースの対応について> ・オープン化に係る絶対審査項目について、本開設指針案の基準®では"オープン化に係る絶対審査項目については、国際状況等を見据え適切に検討を進めるものとり、という基準が示されていますが、国内外におけるベンダの市場参入の機会を増やす観点に立てば、複数の方式が選択可能な中、特定の民間団体の方式(例えば、0-RANアライアンスで規定されたインターフェース)に限定せず、3GPP、eCPRI等国際的に定義された他のインターフェース及び接続ポイント等も対象に含める等、国際状況も見据えつつ見直し検討を進めることが適切と考えます。 【ソフトバンク株式会社】 	無
3 – 4	<特定基地局開設料について> ・周波数の経済的価値に係る絶対審査項目について、本開設指針案の基準⑤では なる周波数帯の経済的価値を算定したもので "特定基地局開設料の金額が、標準的金額の下限額を「著しく下回る金額」(24 あり、標準的な金額以上による開設計画の認 億円/年)以上であること"という基準となっているものの、比較審査基準のカ 定申請が期待されるものであるため、今回の	無

	テゴリⅢ (周波数の経済的価値) 基準Eの判定方法において "標準的な金額を下回る金額 (48億円/年未満) については、配点なし (0点)"という判定基準が示されており、仮に 0点となった場合は非常に大きな得点差 (最大16点)が生じてしまい、他の項目で挽回することは事実上困難です。特定基地局開設料として算定した「最低金額」を意義のあるものとするためにも、「最低金額」以上「標準的金額」以下についても、他の項目と同様、順位比較により一定の配点を与える等、配点に係る判定方法の修正を強く希望します。 【ソフトバンク株式会社】	
3 – 5	 〈面的カバレッジの評価について> ・(1)で述べた通り2.3GHz帯は停波運用を伴う特殊な帯域となっており、本開設指針と終された。例の意見募集の対象ではありませんが、針案の比較審査基準のカテゴリⅠ (エリア展開)の判定方法も基地局数比較となっていますが、そのような特殊な帯域ではない、通常のエリアカバレッジを目的とした帯域の割当てを行う場合は、基地局数比較に加えて、面的カバレッジがなされるかを判断する指標も重要であると考えます。 デジタル田園都市国家構想については、"地方におけるデジタルの実装に必要な5G等の情報通信インフラ整備を加速化させるため、地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)においてインフラシェアリングの活用を含め、5G基地局の整備を推進"(※2)する方針が示されたことに加え、総務省殿が昨年12月28日に携帯各社に対し発出した『56基地局整備の加速化に関する要請』においても、面的カバレッジを意識した基地局整備が加速化に関する要請』においても、面的カバレッジを意識した基地局整備計画の作成要請がなされています。また、23年度中に人口カバー率99%を目指す旨の言及(※3)もあり、おおよその目標となる数字も示されています。※2:デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和3年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和3年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像(令和5年12月28日デジタル田園都市国家構想関連を係る取組を評価できるよう、例えば、低い帯域を含めた「56人ロバーマッジを目的とした帯域の割当でに際しては面的カバーマッジを目前を表する。 【ソフトバンク株式会社】 	無
3 – 6		無

	には、エリア整備の観点のほか、周波数の有効利用の観点も重要となります。 移動通信におけるデータトラヒックは増加の一途をたどっており、直近の1年で約1.3倍に増加し(※4)、今後も本格的な56の普及により更にトラヒック増加が進むと考えられるため、周波数のひっ迫度も評価軸に加えることが適切であると考えます。 ※4:我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果(2021年5月分)より・したがって、今後の割当てにおいては、トラヒックに着目した評価指標、例えば「総トラヒック・割当て済周波数幅」(ともにグループ単位での総計)で求められる「トラヒックひっ迫度」を審査項目に追加する等により、周波数の有効利用と公正競争を促進する評価指標として採用する必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
3 – 7	 〈デジタル田園都市国家構想の実現に向けた割当てについて〉 ・デジタル田園都市国家構想を考慮すると、5G基盤整備には面的カバレッジに適した6GHz帯以下の帯域の活用が非常に重要です。これまでの6GHz帯以下の割当において、従来の開設計画に基づく割当てが適切に機能し高品質なネットワーク構築を実現してきたことを踏まえれば、オークション導入の議論(※5)が進められているものの、今後の6GHz帯以下の割当てにおいても、現行方式による割当を行うことが適切かつ必要であると考えます。 ※5:「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」における周波数割当へのオークション制度導入議論 ・周波数再編アクションプラン(※6)には、今後5G向けに割当てが想定される候補帯域として4.9GHz帯、26GHz帯が明示されていますが、これらの中でも100MHzの幅を有し、かつ6GHz帯が明示されていますが、これらの中でも100MHzの幅を有し、かつ6GHz帯が明示されていますが、これらの中でも100MHzの幅を有し、かつ6GHz帯が下という面的カバレッジに適した帯域である4.9GHz帯が基盤整備の観点から最も重要な帯域であると考えます。この4.9GHz帯が割当てを早急に進めていただくことが、デジタル田園都市国家構想の実現のためにも極めて重要であると考えます。 ※6: 周波数再編アクションプラン(令和3年度版) 	せんが、	無
3-8	・申請の受付に先立って申請マニュアルを公開いただくことになると理解してい 本開設指針に係る申請マニュアルはますが、マニュアルの公開から申請受付開始までは十分な期間を確保いただき、しては準備が整い次第公表させていてマニュアル公開と同時に申請の受付が開始されるようなことにならないようご す。	_	無

	配慮いただければ幸いです。また受付期間についても短期間で締切とせず、十分な期間を確保いただくよう、重ねてお願い申し上げます。 【ソフトバンク株式会社】		
4-1	本開設指針案においては、従前の周波数割当て時に比較審査基準の審査項目に設定されていた「指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同 ーグループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと」の設定がありません。しかしながら、指定済み周波数幅の多寡は事業者の競争力に大きな影響を及ぼしますので、先行事業者と後発事業者との指定済み周波数幅の総計に関してはこれまで通りの配慮が必要であると考えます。このため、「申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同ーグループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと」の基準は必要であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	ーズ等を総合的に勘案して、割当ての都度検討するものであります。 本開設指針案については、公共業務や放送業務と広範囲な地域において多くの時間帯で動的に周波数を共用する特性も踏まえて、原案としております。	無
4-2	別紙3「2.3GHz帯の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針(案)」において、放送事業用FPUの利用実績に基づく金額の補正係数0.82は、マクロセル基地局の場合は最低33km及びスモールセル局の場合は最低20kmの離隔距離が必要であることをベースに都道府県毎に放送事業用FPUの利用実績に基づき運用率が算出されていますが、放送事業用FPUを利用する際に携帯電話基地局の停波が必要な範囲は都道府県内にとどまらないことも想定されます。例えば、関東エリアにおいて放送事業用FPUを使用する場合、受信点の場所や高さにより停波が必要な範囲は関東全域に及ぶと想定されております。そのため、より実態を踏まえて、総合通信局の管轄区域などのより広い範囲を想定しての補正係数の設定などを考慮する必要があるのではないかと考えます。	地局の停波が必要な範囲については、FPUの空中線地上高や基地局展開種別・空中線高等の複数の条件で決まるものであり、必ずしも各都道府県の全域で停波するものではなく、また、場合によっては近接した都道府県に停波範囲が及ぶ可能性があるものです。このような条件を全て係数として反映することは困難	無
4-3	比較審査基準の審査項目として「電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術を開発し及び導入すること」及び「同技術の国際標準化提案を行うこと」が設けられていますが、このような技術は他の周波数帯にも今後導入されるであろうダイナミック周波数共用にも必要な技術でもあり、2.3GHz帯の開設計画の認定を受ける事業者だけでなく官産学が協力し業界全体で進めていくべきものと考えますので、比較審査基準の審査項目にはなじまないのではないかと考えます。	2.3GHz帯については、「電波を停波する ことなく、帯域幅を切り替えることができる 技術を開発し及び導入すること」により、一 部の既存免許人とのダイナミック周波数共用 に当たっては、電波を停波することなく利用	無

	【楽天モバイル株式会社】	ことから、このような技術を導入する者を高く評価するために、比較審査項目としたものです。	
5	特別業務の局として携帯抑止に関しても同帯域の許可を願いたい。理由として、劇場は公演中の静寂な空間を維持する為、また犯罪防止や不正防止の為に特定のエリアで抑止電波の発射を許可頂き無線局を運用している状況ではありますが、新しく割り当てられるこの帯域で通信が行われると圏外とならず無線局の目的を果たす事ができなくなります。またミリ波と比較して2.3GHzは電波が飛びやすく、すでに割当済みの2.1GHz、2.5GHzの帯域も劇場内や施設内へ到来していることが現認できる為、今後劇場やその他の施設に関しても3 GHzは到来する事が予想され上記の理由により特別業務の局に関しても新設及び変更申請に於いて2.3GHz帯の電波発射の許可を願いたい。特別業務の局に関して、ダイナミック周波数共用管理システムに準ずることなく、免許人が申請時に提出した運用時間帯に限り、常時運用できる事を希望します。理由として、ダイナミック周波数共用管理システムに関して、特別業務の局の免許人が24時間管理システムを監視し、都度2.3GHzの抑止電波の0N/0FFを運用管理する事は現実的に難しい状況です。劇場の場合、無線局運用時は公演中であり、スタッフ(無線従事者)が舞台や客席で公演対応しており管理システムを常に監視する事が難していますが夜間は就寝時間等があり管理システムにおいて夜間のTV中継による概ね60分以内の停波等の対応ができない事が予想されます。これら劇場、その他の施設に於いては閉鎖空間または私有地内での抑止エリアの構築がされており、公共エリアへの影響は生じないものと思料します。このダイナミック周波数割当の対応に関して影響を受ける許認可済みの免許人(特別業務の局)に対して、2.3GHz対応するための追加機器付加のための費用の補助を希望します。すでに特別業務の局で運用している免許人の無線設備(抑止装置)は、現在開設の目的である特定エリアの抑止(圏外)を実現し運用しております。今後、2.3GHz帯が割り当てられた場合、運用中の抑止装置はこの周波数に対応	電話はこれら既存システムの運用に支障を与えない時間、場所等の条件において運用することとなります。また、2.3GHz帯において特別業務の局(携帯電話等抑止装置)を導入する必要があります。このため、今後2.3GHz帯において特別ます。このため、今後2.3GHz帯において特別ます。このため、今後2.3GHz帯において特別ます。このため、今後2.3GHz帯において特別ようとする者は、当まで、自己を関係を明らかにといる。 事業用FPU及び公共業務用無線を関るとの選別を表別を表別では、当までは、当までは、当までは、当までは、当までは、当までは、当までは、当ま	無

ı	Lykin which the county of the	ı
	するための機能を有していない為、現状では2.3GHzが発射されると、圏外となら	
	ない状況になり、無線局の目的を果たす事ができず、同電波帯に設備を対応させ	
	るためには費用が発生します。	
	2. 3GHzの新規割当てで通信品質の向上等が見込れる反面、影響(不利益)を受け	
	る免許人も実在することにも配慮いただきたく存じます。	
	【三精テクノロジーズ株式会社】	
6 - 1	新たな周波数割当てにあたっての開設計画の認定の要件や審査事項にMVNOの促 御意見の前段については、賛同意見として	無
	進に関する項目を設けることで、接続或いは卸役務によるMVNOへのネットワーク 承ります。	
	提供についてMNOが継続的に取り組むインセンティブを与え、またネットワーク提 御意見の後段について、MNOによる、MVNOへ	
	供に係る協議の円滑化や料金水準の適正性向上に繋がるものと考えます。 の5G(SA方式)での先進的な機能開放等の重要	
	特に、MNOによる、5G(SA方式)での先進的な機能開放や、申請者の企業グルー 性については総務省としても認識しており、	
	プ以外のMVNOへの積極的な取り組みがますます重要であり、こうした取り組みを 「接続料の算定等に関する研究会」等におい	
	更に促進させることは、モバイル市場の活性化、公正競争環境の確保に資するとして今後検討を深めていく予定です。	
	考えます。 他方で、5G(SA方式) はMNOによるサービス	
	この点、告示案別表第一開設計画に記載すべき事項及び別表第二開設計画の認 が開始されつつある状況にあり、MVNOとの間	
	定の要件に規定のとおり、開設計画において「既存事業者等以外の者又は他の既」の協議を巡る課題についても必ずしも具体的	
	存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法にになってきていないこと等から、現時点では、	
	よる特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠」を記載することを求 開設指針の比較審査基準に規定することは見	
	め、それを有していることを認定の要件とすることに賛同いたします。 送ることとしたものです。	
	一方で、MNOによるMVNOの促進に一層のインセンティブを付与する観点から、告 今後、5G(SA方式) に係るMNOとMVNOの間の	
	示案別表第三開設計画の認定の審査事項に「既存事業者等以外の多数の者に対す」協議を巡る課題などが明らかになった時点	
	る卸電気通信役務の提供等による特定基地局の利用を促進するための取組がより「で、その後の開設指針の比較審査基準に関連」	
	進んでいること といった従前の告示同様の審査事項を追加するとともに、取り の項目を規定することについて検討していき	
	組みの具体例として「5G (SA方式)での先進的な機能開放」や「設備利用にかかる」たいと考えます。	
	イコールフッティングの確保」等を規定いただくことを強く要望いたします。	
	【一般社団法人テレコムサービス協会】	
6 - 2	指針案の絶対審査基準に記載のとおり、「携帯電話の免許を有しない者(MVNO) 御意見の前段については、賛同意見として、	無
0 - 2		***
	に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用 承ります。	
	を促進するための計画を有していること」を審査基準とすることに賛同いたしま 御意見の後段については、考え方6-1の	
	す。 後段に対する回答のとおりです。	
	一方で、MNOによるMVNOの促進に一層のインセンティブを付与する観点から、比 ************************************	
	較審査基準に「MVNO促進の取り組みがより進んでいること」といった従前の指針	

	同様の審査基準を追加するとともに、取り組みの具体例として「5G (SA方式)での先進的な機能開放」や「設備利用にかかるイコールフッティングの確保」等を記載いただくことを強く要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
7 – 1	・開設計画の認定の要件に、MVNOに対する特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠が告示案に示されたことは、モバイル市場の発展と公正競争の促進に資するものと考えます。 ・この点、今後MNOだけでなくMVNOにおいても、5Gサービスの本格展開が進むことが想定されることから、5G (SA方式) に関するMVNOとの卸協議計画・根拠等についても、その内容が具体的かつ適当なものであるか厳格に審査いただくことを要望いたします。 なお、「次回の特定基地局の開設指針において、本開設指針に係る開設計画の進捗等の実績が審査事項となること」が本告示案に示されたことは、MNOがMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることに資すると考えるため、費同いたします。	に規定のとおり、MVNOに対する5Gに関する 卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続 その他の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を具体的に記載していただく 予定です。 御意見の後段については、別表第二の注1 に規定のとおり、「次回の特定基地局の開設 指針においては、本開設指針に係る開設計画 の進捗等の実績については、審査事項となり 得ることに留意すること」としており、本開	無
7 – 2		承ります。 御意見の後段については、考え方6-1の	無

とが求められます。 ・上記を踏まえ、今回の開設計画の認定審査においては、MYNOに対する56(SA方式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オブテージ】 ・絶対審査基準(案)において、MYNOに対する特定基地局の利用を促進するための計画を有していることが設定されたことは、モバイル市場の発展と公正競争の促進に實するものと考えます。 ・他方、比較審査基準(案)については、条件不利地域等の56基地局整備が遅れている地域での整備を評価する指標が設定されたことは、東変のあると考える一方で、56時代における公正競争環境の確保や利用 名利便の向上に関する指標・重要であると考えることから、絶対審査項目と同様に、MYNOに対する56(SA方式)サービスの導入に保る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 *マスコミメディアの偏向観道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態に、の地域の過度数ま用を容認させる必要がいため民故に対して強制力ある形に、で動的周波数共用を容認させる必要がいため民故に対して強力ある形に、で動的周波数共用を容認させる必要がいため民故に対して強力ある形に、で動的周波数共用を容認させる必要がいため民故に対して強力ある形に、内域数を共用するものであります。 朱件不利地域についても名ばかり数合指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を操作と対して過力かる社会のほうが主要です。条件不利地域を力は大力である社会による対する。そうした側が接み着く集落が存在し条件不利地域を共和では天力を開催を促進するため、条件不利地域での基地局の開設がより多いことをみ出していることにも気づき総務省などの国家機関が強力なら入り調査まで行い表正しなければ山間部ですら56の思恵を受けることができません、糸島郡こ大町、上文経事を確定としております。 まを強く求めます。				
式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。		とが求められます。		
具体性等について比較審査の項目として過加限くことを要望いたします。		・上記を踏まえ、今回の開設計画の認定審査においては、MVNOに対する5G(SA方		
【株式会社オブデージ】		式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の		
【株式会社オブデージ】		- 具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。		
の計画を有していることが設定されたことは、モバイル市場の発展と公正競争 の促進に資するものと考えます。 ・他方、比較審査基準(案)については、条件不利地域等の5G基地局整備が遅れて いる地域での整備を評価する指標が設定されたことは、重要であると考える一 方で、5G時代における公正競争環境の確保や利用者利便の向上に関する指標も 重要であると考えることから、給対審査項目と同様に、MVNOに対する5G(SA方 式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の 具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態 化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄造いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命牧助に映像伝送など活用し一人で も助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生 み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの思恵を受けることができません。糸鳥郡二丈町、二大福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 此を強く求めます。 【個人】		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
の計画を有していることが設定されたことは、モバイル市場の発展と公正競争 の促進に資するものと考えます。 ・他方、比較審査基準(案)については、条件不利地域等の5G基地局整備が遅れて いる地域での整備を評価する指標が設定されたことは、重要であると考える一 方で、5G時代における公正競争環境の確保や利用者利便の向上に関する指標も 重要であると考えることから、給対審査項目と同様に、MVNOに対する5G(SA方 式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の 具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態 化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄造いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命牧助に映像伝送など活用し一人で も助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生 み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの思恵を受けることができません。糸鳥郡二丈町、二大福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 此を強く求めます。 【個人】	7 - 3	・絶対塞杏基準(室)において MVNOに対する特定基地局の利用を促進するため	御音見の前段については 替同音見として	1111.
・他方、比較審査基準(紫)については、条件不利地域等の56基地局整備が遅れている地域での整備を評価する指標が設定されたことは、重要であると考える一方で、56時代における公正競争環境の確保や利用者利便の向上に関する指標も重要であると考えることから、絶対審査項目と同様に、MVNOに対する56(SA方式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 8 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態化しています。テレビのあり方として必要ないため民族に対して強制力ある形にて動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命教助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ぼかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が接み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制かち入り調査まで行い是正しなければ山間部ですら56の恩恵を受けることができません。糸島郡二太町、二大福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対して場びまり多いことを比較審査基準の一つとしております。そりた地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 9	' "			7///
・他方、比較審査基準(案)については、条件不利地域等の5G基地局整備が遅れている地域での整備を評価する指標が設定されたことは、重要であると考える一方で、5G時代における公正競争環境の確保や利用者利便の向上に関する指標も重要であると考えることから、絶対審査項目と同様に、MVNOに対する5G(SA方式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態化しています。テレビのあり方として必要ないため民族に対して強制力ある形にて動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国民に限らず公共福社といえる警察、消防、人命教助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い是正しなければ山間部ですら5Gの思恵を受けることができません。糸島郡二丈町二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 「個人】 「個人】 「個人】 「個人】 「個人】 「個人】				
いる地域での整備を評価する指標が設定されたことは、重要であると考える一方で、56時代における公正競争環境の確保や利用者利便の向上に関する指標も重要であると考えることから、絶対審査項目と同様に、MVNOに対する56(SA方式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 8 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形にて動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命教助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることに気づき総省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い是正しなければ山間部ですら56の恩恵を受けることができません。条島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 9 56の健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。ブランの中此を強く求めます。 【個人】			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
方で、56時代における公正競争環境の確保や利用者利便の向上に関する指標も 重要であると考えることから、絶対審査項目と同様に、MVNOに対する56(SA方 式)サービスの導入に保る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の 具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 8 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態 化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人で も助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生 み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで大い、 是正しなければ山間部ですら56の恩恵を受けることができません。糸島郡二大町、 上を強くれいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含 む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 9 56の健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 総務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準			後权に対りる凹合のこねりじり。	
重要であると考えることから、絶対審査項目と同様に、MVNOに対する5G(SA方式)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形にて動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中止を強く求めます。 【個人】 ※務省では、電波の人体に与える影響についてこれまでの科学的知見を基に十分な安全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準				
武)サービスの導入に係る取り組みの進捗状況等の実績に加え、今後の計画の 具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 8 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態 化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無販遣いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人で も助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が接み着く集落が存在し条件不利地域を生 み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら56の恩恵を受けることができません。糸島郡二大町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 9 56の健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 68務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準				
具体性等について比較審査の項目として追加頂くことを要望いたします。				
【株式会社オプテージ】 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態 化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 的な5G基地局の整備を促進するため、条件を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。				
8 マスコミメディアの偏向報道が目立ち、外だと有り得ないワイドショーも常態 化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】				
(化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国 民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人で も助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生 み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 6格名では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準		<u> </u>		
て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中止を強く求めます。 【個人】 6務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準	8			無
民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命教助に映像伝送など活用し一人でも助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中止を強く求めます。 【個人】 6務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準		化しています。テレビのあり方として必要ないため民放に対して強制力ある形に	していない場所及び時間帯で携帯電話と動的	
も助かる社会のほうが重要です。 条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔 を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生 み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 総務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準		て動的周波数共用を容認させる必要があります。電波の無駄遣いを有効活用し国	に周波数を共用するものであります。	
条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行いた。		民に限らず公共福祉といえる警察、消防、人命救助に映像伝送など活用し一人で	本開設指針ではデジタル田園都市国家構想	
を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中止を強く求めます。 【個人】 (個人】 (個人】 (個人】 (個人】 (個人】 (個人】		も助かる社会のほうが重要です。	の速やかな実現に向け、都市と地方での一体	
み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、 二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 総務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準		条件不利地域についても名ばかり政令指定都市が存在し山間部にかけて電波塔	的な5G基地局の整備を促進するため、条件	
み出していることにも気づき総務省などの国家機関が強制立ち入り調査まで行い 是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、 二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 総務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準		を建てることを反対する。そうした側が棲み着く集落が存在し条件不利地域を生	不利地域での基地局の開設がより多いことを	
是正しなければ山間部ですら5Gの恩恵を受けることができません。糸島郡二丈町、 二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に 対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含 む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 9 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 【個人】 総務省では、電波の人体に与える影響につ いて、これまでの科学的知見を基に十分な安 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準				
 二丈福井等の地域が良い例ですが、非常に悪質極めた妨害活動も見られ山間部に対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中止を強く求めます。 【個人】 無 (個人】 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準 				
対し情報格差をもたらす側もいます。そうした地域性も考慮し条件不利地域に含む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 総務省では、電波の人体に与える影響について、これまでの科学的知見を基に十分な安 に個人】 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準				
む地域の特質性まで組み込んだ基準策定が求められます。 【個人】 9 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 総務省では、電波の人体に与える影響につ いて、これまでの科学的知見を基に十分な安 と率を考慮して、国際的ガイドラインの基準				
【個人】 9 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。 総務省では、電波の人体に与える影響につ いて、これまでの科学的知見を基に十分な安 と率を考慮して、国際的ガイドラインの基準 無				
9 5Gの健康被害について既に明らかになっている事が多くあります。プランの中 止を強く求めます。				
止を強く求めます。 「個人」 と率を考慮して、国際的ガイドラインの基準			(Mなからは、 長)かの 1 仕)ととこ フロ(畑)・-	/mt
【個人】 全率を考慮して、国際的ガイドラインの基準	9			無
値に準拠した「電波防護指針」を策定してい				
			値に準拠した「電波防護指針」を策定してい	

			•
		ます。5Gで利用される電波を含め、「電波	
		防護指針」に定められている基準値内であれ	
		ば、安全性が確保されるものと考えます。今	
		後も国際動向等を注視し、必要に応じて電波	
		の安全性について検討を進めて参ります。	
10	5g通信の電波量的に高周波の電波が必要なので、携帯会社への電波割り当て制	本開設指針案では、2.3GHz帯の周波数を新	無
	度を早期に確立すべき。その際に各携帯会社が割り振られる周波数の面で偏らな	たに第5世代移動通信システムに割り当てる	
	いようにして頂きたい。現在、楽天モバイルだけ800mhz帯を割り振られていない	ものであるため、再割当制度の整備に関する	
	状態で競争しているが、そのようなことがことが5gでも起こらないような制度に	御意見は今回の意見募集の対象ではありませ	
	して頂きたい。現在の不平等な状況を考慮すれば、5g周波数だけではなく、4gで	んが、今後の施策の参考とさせていただきま	
	使われているような800mhz帯も同時に再割り当てを行うべきだ。できるだけ早期	す。	
	でかつ公平な電波の割り当て制度の確立が必要だ。	なお、「デジタル変革時代の電波政策懇談会	
	5gの普及が国の発展が繋がります。現に世界的に見て遅れていて、行政の対応	報告書」において、いわゆるプラチナバンド	
	の遅さに原因がある。中国のような独裁国家が国家主導で強引に5gの整備に当た	· · · · · · · ·	
	っていて、そのような国と競争しなければいけない観点から、正当な手順を踏み		
	つつも、制度作りはできるだけ早期に行うべきだ。	的な再割当制度を整備した上で、新たな比較	
		審査による周波数の再割当手続の中で透明性	
		を確保しつつ公平・中立に審査し再割当ての	
		検討を行うべきであるとされています。	
11	5Gに周波数を充当することも必要だが、今後6Gやそれ以降の技術が成熟すると	5GやBeyond 5Gなどの携帯電話網システム	
	さらに周波数帯が必要となり、電波がひっ迫することは明白であり、必要な電波		,,,,
	は際限がない。	られたデジタル変革時代の電波政策懇談会の	
	現在の周波数再編は、他の無線局から帯域を取り上げ充当するという場当たり	報告を踏まえ、周波数再編アクションプラン	
	的な対応と感じる点がある。技術動向に基づき長期の周波数割り当て計画を示す		
	ことも必要ではないか。民間を優先するあまり、警察、消防、自衛隊等が使用す		
	る電波が不足したり、活動に支障が出ることがないようにしてもらいたい。	ます。(https://www.soumu.go.jp/menu_news	
		/s-news/01kiban09_02000421.html)	
		また、周波数確保に当たっては、国際的に	
		調和のとれた周波数を確保する必要があり、	
		既存無線システムへの影響に配慮しつつ、検	
		討を進めていきます。	
		H1 C (C 5) (C 5) / 0	

ダイナミック周波数共用というあえて複雑な方式を取り混乱させるよりも、該 12 当周波数帯を利用する他通信向け専用Sliceを第5世代移動通信システム側に作りや利用形態に応じて、様々な無線システムが ることを規則化することで移動通信システムへの周波数帯域一本化を図ったほう様々な周波数帯において電波を利用しており が合理的ではないのか?

過去に第5世代移動通信システムに周波数割り当てをした際に衛星通信との棲 み分けを十分に整理せずに衛星通信に影響を与えないエリアに限って該当周波数 ためには、既存無線システムの利用を保護し 利用を認める形式としたせいで、該当周波数の運用が難しく、普及を阻害した事 例が発生している。また、アメリカでの航空管制と第5世代移動通信システムで っていくことが重要と考えております。 の通信の干渉が発生している事例がある。そうした事実から踏まえて、サービス へのインパクトが予想しづらい周波数共用よりも公共インフラとして第5世代移 送事業用の無線局の電波の利用形態に配慮し 動通信システムのカバレッジを整理し、その上に過去の個別通信をサービス利用↓つつ、時間的・場所的に柔軟な共用が可能と 者として載せる形式の方が合理性があると考えられる。

総務省には効率的な周波数利用及び、個別インフラによる不効率な投資、ある l話用の移動通信システムを導入するもので いは参入障壁による不公正な競争が実施されないように、レーダー用途や特殊通す。 信を除くデータ通信用途の周波数は第5世代移動通信システム向け周波数に統合 し、既存の利用者は第5世代移動通信システムのユーザーに置き換えるスキーム システムの周波数確保に向けて、既存無線シ の作成を期待する。

(1) 周波数帯の補正(第一段階) 13 - 1

今回の案 (P.4) ではサブ 6 とミリ波帯の 2 領域に分け、0.5 もしくは 1 を乗りの「特定基地局開設料の標準的な金額に関す 算するとしている。

サブ6でも、700MHzや1700MHz帯はプレミアム周波数と言われるよう のであり、用途・技術的難易度の差異を一定 に低い周波数では、電波の減衰が少なく長距離まで飛ぶことが知られており、通 程度反映するものですが、当該報告書におい 信事業者はこの貴重な周波数帯の獲得を希望していると言われている。このためして「標準的な金額の算定に当たっての考え方 同一のサブ6でも周波数帯でも経済価値は異なる。また1から10GHzは電波の についても必要に応じて見直していくことが 窓を言われており、またそれ以上では大気や降雨による減衰が増えてくる。今回「適当である」とされておりますので必要に応 単純化した2種の係数を用いているが、将来的には、知見を積み上げ、修正され「じ見直しを行ってまいりたいと考えます。 ることが期待される。(今回の案を否定するものではないが、知見により変わる可 能性があるとしてはどうかと考える。)

【個人】

無線通信の利用については、その利用目的 ます。

携帯電話などの必要な周波数の確保を図る つつ、周波数の再編・移行や周波数共用を図

こうした観点から2.3GHz帯では、既存の放 なるダイナミック周波数共用により、携帯電

引き続き、周波数需要が増大する移動通信 ステムに配慮しつつ、周波数再編・移行や周 【個人】 | 波数共用をはじめ、高周波数帯への利用など 積極的に進めていくこととしております。

> Sub6とミリ波帯に係る係数は令和2年8月 る研究会報告書」において提示されているも

13-2	(2)免許期間の補正と免許期間について	「特定基地局開設料の標準的な金額に関す	無
	免許期間の補正を単純な年数としているように見受けられる。極端にいうと1	る研究会報告書」において、周波数の経済的	
	○○年と20年で5倍の価値が異なるかというと、このような長期間では割引率	価値を評価するには、実際の設備投資とその	
	の概念がでてきて、そこまでの差異は発生しない。逆の事例では、1年と10年	回収の状況等をより多く反映することを考慮	
	を比較した場合、割引率のみで考えると10倍より少し低い倍率になるが、一方	することが重要であり、次世代システムへの	
	で1年のような短期間では設備投資をしても費用回収できず、継続的に電波が利	移行までの概ねの期間(10年)を採用するこ	
	用できない場合、設備投資が無駄になることが想定される。このことから割引率	とが適当である旨示されているところ、本開	
	のみでもよくないし、また短い期間でもよくない。	設指針においても、報告書に基づき算定する	
	携帯電話の場合、世代の違いは10年程度であり、サービス終了までは20年	こととしております。	
	程度を要している事例を考えると、今回10年という免許期間は海外事例も参考		
	に、15年から20年程度の期間が望ましく、電波の価値の最大化の観点(=国		
	民負担の抑制) から有効なのではと考える。		
	【個人】		
13-3	(3) 対象国数、市場規模による補正	本開設指針案への賛同意見として承りま	無
	製品の価格低下は生産累計数や経験曲線で変化し、生産累計が増えるほど価格	す。「特定基地局開設料の標準的な金額に関	
	が下がることが知られている。今回国数と市場規模を用いた補正はその観点で方	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	向性としては正しいと考える。たとえば太陽光発電パネルのLearning Rateは20%	の算定に当たっての考え方についても必要に	
	程度で、蓄電池も20%程度である。携帯電話システムの習熟度については不明で	_	
	あるが、累計生産量が2倍の場合の価格低廉化効果は、10?30%程度となるので	れておりますので必要に応じ見直しを行って	
	はと考える。今回機器単価の低減効果を国数と経済規模で算出しているように見	まいりたいと考えます。	
	受けられる。(今回の方法を否定するものではないが) この部分は将来的には、経		
	験曲線のような習熟度の要素が取り入れることも考えられるのではと思う。		
	【個人】		

令和4年2月2日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可 (令和4年2月2日 諮問第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、白勢係長)

電話:03-5253-5777

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 諮問の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)から、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 64 条第 3 項の規定に基づき、日本放送協会放送受信規約(以下「受信規約」という。)の変更の認可申請があった。

なお、当該認可申請は、NHK受信料制度等検討委員会の答申(令和3年10月20日)及び経営委員会による意見募集(同月27日から同年11月25日まで)の結果を踏まえて行われたものである。

(1) 放送受信規約の変更内容及び理由

協会では、情報通信技術の利用環境の発展等を踏まえ、インターネット等を活用して、受信料に関するお知らせや受信契約に 関する手続の案内等を行うことで、受信契約者の利便性の向上を図るとともに、受信料の契約・収納活動の効率化による経費削減に取り組んでいくこととしている。

このため、受信契約時等に受信契約者の電話番号及び電子メールアドレスを届け出てもらうこととし、また、受信契約時等の負担軽減等の観点から、一部の事項の届出を不要とするため、協会の放送受信規約について規定の整備を行うもの。

(2)変更しようとする条項 新旧対照表のとおり

(3) 事業収支に及ぼす影響

(令和3年度)

支出額 約0.3億円(システム開発実施費用)

※ 令和4年度収支予算への影響はなし。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

3 審査の結果

本件は、協会の外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申(令和3年10月20日)及び国民・視聴者を対象とした意見募集(同月27日から同年11月25日まで)の結果を踏まえ認可申請されたものであり、受信契約者の利便性の向上・負担軽減及び受信料の契約・収納活動の効率化による経費削減を図るため、放送受信規約を変更するものであることから、妥当なものであると認められる。

したがって、申請のとおり認可することが適当である。

変更案

(放送受信契約書の提出)

- 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の設置の日
 - (3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別

(削除)

- (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を 設置しまたはこれを廃止すること等によ り、放送受信契約の種別を変更するときは、 前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放 送受信契約の種別を記載した放送受信契約 書を放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項または第2項の放送受信契約書の 提出は、書面に代えて電話、インターネット 等の通信手段を利用した所定の方法により 行なうことができる。この場合においても、 第1項または第2項に規定する事項を届け 出るものとする。
- 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出 内容を確認するための通知を行なうものと する。
- 5 受信機を設置した者は、第1項から第3 項までの放送受信契約書の提出に際して、 利用している電話番号および電子メールア ドレスを所定の方法により届け出るものと する。

(氏名、住所等の変更)

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た 氏名または住所を変更したときは、直ちに、 その旨を放送局に届け出なければならな い。受信機設置の場所を変更したときも、同 様とする。

現行

(放送受信契約書の提出)

- 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次 の事項を記載した放送受信契約書を放送局 (NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提 出しなければならない。ただし、新規に契約 することを要しない場合を除く。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の設置の日
 - (3) 放送受信契約の種別
 - (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数
 - (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所

(新設)

- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を 設置しまたはこれを廃止すること等によ り、放送受信契約の種別を変更するときは、 前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放 送受信契約の種別を記載した放送受信契約 書を放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項または第2項の放送受信契約書の 提出は、書面に代えて電話、インターネット 等の通信手段を利用した所定の方法により 行なうことができる。この場合においても、 第1項または第2項に規定する事項を届け 出るものとする。
- 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出 内容を確認するための通知を行なうものと する。

(新設)

(氏名、住所等の変更)

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た 氏名または住所を変更したときは、直ちに、 その旨を放送局に届け出なければならな い。受信機設置の場所を変更したときも、同 様とする。 変更案

- 2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。
- 3 放送受信契約者が放送局に届け出た電話 番号または電子メールアドレスを変更した ときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出 るものとする。

現行

2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。

(新設)

(放送受信契約の解約)

- 第9条 放送受信契約者が受信機を廃止する こと等により、放送受信契約を要しないこ ととなったときは、直ちに、次の事項を放送 局に届け出なければならない。
- (1) 放送受信契約者の氏名および住所 (削除)
 - (2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - (3) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
 - (4) 放送受信契約を要しないこととなった 事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に 該当する事実を確認できたときは、放送受 信契約は、前項の届け出があった日に解約 されたものとする。ただし、放送受信契約者 が非常災害により前項の届け出をすること ができなかったものと認めるときは、当該 非常災害の発生の日に解約されたものとす ることがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽 があることが判明した場合、届け出時に遡 り、放送受信契約は解約されないものとす ることができる。

(放送受信契約の解約)

- 第9条 放送受信契約者が受信機を廃止する こと等により、放送受信契約を要しないこ ととなったときは、直ちに、次の事項を放送 局に届け出なければならない。
 - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
 - (2) 放送受信契約を要しないこととなる受 信機の数
 - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所

(新設)

- (4) 放送受信契約を要しないこととなった 事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に 該当する事実を確認できたときは、放送受 信契約は、前項の届け出があった日に解約 されたものとする。ただし、放送受信契約者 が非常災害により前項の届け出をすること ができなかったものと認めるときは、当該 非常災害の発生の日に解約されたものとす ることがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽 があることが判明した場合、届け出時に遡 り、放送受信契約は解約されないものとす ることができる。

変更案

付則

(施行期日)

この規約は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。

(電話番号および電子メールアドレスの届け 出に関する経過規定)

2 令和4年4月1日より前に放送受信契約 書を提出した者については、同日以降、住所 変更、放送受信契約の種別の変更その他の この規約に定める各種の手続きを行なうと きに、第3条第5項に定める電話番号およ び電子メールアドレスを放送局に届け出る ものとする。ただし、すでに届け出ている場 合はこの限りではない。

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

<u>3</u> (略)

4 (略)

(アナログ放送の終了に関する措置)

5 (略)

6 (略)

- 7 NHKは、付則第5項の届け出の内容に 虚偽があることが判明した場合、アナログ 放送終了日に遡り、放送受信契約が終了し ないものとすることができる。
- 8 付則第6項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終づしたが、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

9 (略)

10 付則第6項および第7項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第9項各号」

現行

付則 (施行期日)

1 この規約は、<u>令和3年10月1日</u>から施 行する。

(新設)

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

<u>2</u> (略)

3 (略)

(アナログ放送の終了に関する措置)

<u>4</u> (略)

5 (略)

- 6 NHKは、付則第4項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。
- 7 付則第5項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第5項の規定により放送受信契約が終適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第5項の規定により放送で信契約が終了した」とし、付則第1年の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

8 (略)

9 付則第<u>5</u>項および第<u>6</u>項の定めは、前 項の規定による放送受信契約種別変更の場 合について準用する。この場合において、 「前項各号」とあるのは「付則第8項各号」

変更案	現行
と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第 <u>5</u> 項の届け出」とあるのは「付則第 <u>9</u> 項の提出」と読み替えるものとする。	と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第 <u>4</u> 項の届け出」とあるのは「付則第 <u>8</u> 項の提出」と 読み替えるものとする。
(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)11 (略)	(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)10(略)

令和4年2月2日

日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する 総務大臣の意見 (令和4年2月2日 諮問第6号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、白勢係長)

電話:03-5253-5777

日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (案)

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、スリムで強靱な組織となることを目指し、徹底的な取組を行うことが求められている。

協会の令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画の執行に当たっては、引き続き経費 削減に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進 めることにより、収支均衡を確保することが求められる。

まず、受信料については、「NHK経営計画(2021-2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」について、衛星付加受信料を含め、受信料引下げの内容を早期に具体化することが望まれる。

また、インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化しており、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていくことが求められる。

上述の内容を含め、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むことが求められる。

また、特に下記の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 〇 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自

動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。

○ 新4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

2 総合的な海外情報発信の強化等

- 〇 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域 及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏 まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・ 親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会におけ る我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえ、国際放送に加えてインターネット配信を活用し、総合的な発信の強化に努めること。
- 海外への情報の発信に係るこれまでの協会の取組の成果について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標等を用いて分析し、我が国に対する理解の増進等に向けた方針を早急に取りまとめること。
- 〇 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を 期すこと。
- 地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送移行の取組や放送サービス高度化へのニーズに対応し、支援に取り組むこと。

3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和 4年1月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営する こと。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社 会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- 〇 インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的 な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段 確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- 「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定については、令和2 年度末時点で50億円が計上されている繰越欠損金の解消に努めること。
- 〇 インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが 急速に変化する中、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについ て議論を深めていくこと。

4 経営改革の推進

- 〇 中期経営計画で示された、衛星及びラジオの放送波の削減については、その具体的な計画を早期に明らかにし、国民・視聴者への丁寧な周知に努めること。
- 〇 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、中期経営計画で示された「子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」するという点に関し、その内容を更に具体化するとともに、高止まりしている「随意契約比率」の引下げに向けて徹底的に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月30日公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- 令和3年度に、子会社における出張旅費を騙った社員の不正行為等の不祥事が発生したことは、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。引き続き、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 〇 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられた ことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取 り組むこと。とりわけ、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き 方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果 たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 〇 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」(令和3年3月)に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- O 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について一層積極的に実施していくこと。

- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等
- 営業経費については、引き続き見直しを実施し、削減を図っていくこと。また、「訪問によらない営業」への転換については、その効果について検証を着実に実施し、検証結果を踏まえて不断に見直しを行うとともに、営業活動の一層の合理化・効率化に向けて、日本郵便との連携等、新たな方策に積極的かつ早期に取り組むこと。
- 〇 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定) において示されているとおり、障害者に対する受信料の免除措置に関して、ICTの活 用による申請手続の更なる効率化に向け、市区町村の意見や行政サービス等におけるデ ジタル化の状況を踏まえつつ検討を行い、その具体的な内容を明らかにすること。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共 放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の 締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた苦情等も踏まえ、引き続き、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。
- 〇 令和4年度は支払率が81%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ 公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策を着実に実施し、支払率の向上に 全力を挙げること。
- 〇 中期経営計画で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」については、衛星付加受信料の扱いを含め、受信料引下げの内容を早期に具体化すること。
- 6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化
- 大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実 等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の 大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等
- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。
- 〇 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアッ

プ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

- 8 新型コロナウイルスの感染拡大への対応
- 協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じること。また、受信料の支払いが困難になった者への対応について、引き続き、適切に検討すること。